

松江家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時

平成22年6月30日（水）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長） 谷口幸博

（委員） 井田克己，大橋広志，片山憲一，小西直之，鹿野一厚，上代裕一，
榎野俊徳，光谷香朱子，山口美紀（五十音順敬称略）

（説明者） 熊谷首席家裁調査官，筒井首席書記官，三津川事務局長

（庶務） 金谷総務課長，平島総務課課長補佐

4 議事

(1) 前回委員会での質問事項に対する回答

（説明者）

離婚調停事件の取下げ件数について全国及び当庁での状況を説明します。
まず、全国の総数ですが、平成17年から平成21年では毎年約5万2千から5万3千件程度の既済件数となっていますが、そのうち取下げで終局した割合は平成17年の29.8%から平成21年の25.2%へと毎年少しずつ減少しています。次に当庁管内を見ますと、管内全体では全国と同じ期間に毎年229件から286件の間で既済件数が推移し、そのうち取下げで終局した割合は、平成20年までは約22.9%から25.8%の間で推移していましたが、平成21年には約18.8%に減少しています。松江本庁に限定すると、毎年128件から101件の間で既済件数が推移し、そのうち取下げで終局した割合は、平成20年までは約17.2%から28.9%の間で推移していましたが、平成21年には約14.9%に減少しています。取下げ率が平成21年に減少している背景には、離婚調停の成立率が上昇し

ていることがあります。離婚調停の成立率は、全国では平成17年以降毎年上昇し、平成21年には52.8%となり、松江管内全体では平成17年から20年まで50%を切っていたのが、平成21年には約55.9%に上昇し、松江本庁についても平成17年から20年までは約51.3%が最高だったのが、平成21年には約51.5%と若干ですが上昇しています。

(2) テーマ「子どもの福祉に関連する事件の対処の在り方」

ア 裁判所側説明者による説明

「子どもの福祉に関連する事件の概略について」熊谷首席家裁調査官

「子どもの福祉に関連する事件の新受件数について」筒井首席書記官

「子どもの福祉に関連する事件の実例について」熊谷首席家裁調査官

イ 質疑応答、意見交換

(委員)

ただいま説明を受けた養育費と慰謝料とは別の話になるのですか。

(委員長)

そのとおりです。

(委員)

私の経験では、養育費の支払が終わってから、慰謝料を分割して支払うというケースもあります。

(委員長)

調停が成立しない場合、審判に移行すると慰謝料は審判の中では決めることができません。慰謝料は、訴訟などで解決してもらうことになります。

(委員)

いったん調停が成立すると養育費の支払額は、支払義務者の年収が変わっても変更されないのですか。

(委員長)

例えば、支払義務者の年収が半減したような場合、事情の変更ということ

で養育費の減額を求める調停を申し立てることが考えられます。

(委員)

年収が増額した場合にはどうなりますか。

(委員長)

その場合でも同じです。例えば、養育費を受け取る側の年収が減って、支払義務者の年収が増えた場合などが考えられます。

(委員)

養育費の変更申立ての件数は増加しているのですか。

(説明者)

感覚的には減額の申立てが増えているように思います。

(委員)

さきほど説明を受けた親権者指定の判断基準（監護の継続性、母性優先、子の意思の尊重）は、時代とともに変わっているのですか。

(委員)

判断基準と言っても、最後はケースバイケースで、調停を行う側で両親の状況をどう見るかにかかってくるのではないのでしょうか。

(委員)

母親だけでなく、父親が子どもの養育を希望するケースが比較的多いのかなと感じています。父親側の祖父母が若い場合にはフォローが期待できますし、母親でなくてもという場合もあります。最近、母性優先という考えよりも、現在誰が監護しているのかが重要となり、両親が別居前に子どもの取り合いをしたりするケースもあります。逆に、父親が簡単に子どもの養育をあきらめた場合には、そのことを後に子どもが知ったときにどう感じるのか、親権を争うのが良いのか、簡単に決着するのが良いのか、その子どもが大きくなると分らないので、とても難しいと感じます。

(委員)

最近、内縁の夫から子どもが暴力を受けるような事件がよくありますが、母親に内縁の夫がいるのか、その内縁の夫から暴力を受けたりしないのかを親権者指定時に判断基準としているのですか。

(委員)

例えば、私が母親の代理人となる場合で、父親に再婚予定があるときには子どもにとって望ましくない影響があるのではという主張をすることが考えられます。逆に父親の代理人となる場合で、その父親に再婚予定があるときには子どもと再婚相手の間はどううまくいっているという主張をすることが考えられます。結局、代理人としては、把握している事実をすべて出して、問題点があればどう解決するのかということをも主張するようになると思います。

(委員長)

再婚相手や内縁の夫からの暴力という事件をよくニュースで見かけます。実際に、父親側からそのような主張がされるケースもあります。

(説明者)

この問題はお互い様のところがあって、調停時に再婚の見込みがなくても、将来的にどうなるかは分からないので、面会交流で両親と子どもの関係が維持されていくことが調停の中でも重要になると思われます。

(委員)

養育費は子どもにとって継続的に必要となるものですが、支払がされないときに、裁判所はどのように関与していくのですか。

(説明者)

調停や審判で定められた養育費の支払がされないときには、支払を受ける側から履行勧告という申立てができます。この申立てを受けて、裁判所としては、主に家裁調査官が電話や手紙で支払をするよう勧告を行います。ただし、この勧告自体には強制力がありません。履行勧告がされても支払がない

場合には、支払を受ける側で強制執行の申立てをすることとなります。養育費については将来発生するものも債権として差し押さえることができるので、毎月給料から支払を受けることもできます。

(委員)

児童福祉施設が子どもを養育している場合に、親権者に対して養育費を請求するのですか。

(委員)

その場合にはすべて税金でまかなわれるので、養育費を請求することはありません。

(委員)

家裁で調停や審判をして、それから地裁で強制執行をしてと時間と手間がかかるが、手続を簡素化できるよう法制化の動きはないのですか。

(委員)

支払義務者がサラリーマン、特に公務員や銀行員の場合には給与を差し押さえるだけでかなりの効果があります。しかし、転職を繰り返す人では結局勤務先が分からないので支払ってもらうことが難しい状況です。そこで、給与から天引きして、国が執行機関として回収を行うシステムも議論されています。現状で言えば、履行勧告はとても良い制度で、勧告を受けて支払をする人もかなりいます。

(委員)

面会交流で利用される児童室は、どのくらいの割合で利用されているのですか。

(説明者)

試行的面会交流の回数で回答させていただきます。平成21年の数字ですが、本庁が10回、出雲支部が5回、益田支部が2回です。平成22年上半期では、本庁が5回、出雲支部が2回となっています。(ただし、支部には

専用の児童室がないので、調停室などにカーペットを敷いて、臨時の児童室で試行的面会交流を行っています。)

(委員)

離婚が成立した場合で親権を持たない親からの面会希望というのはどの程度あるのですか。

(説明者)

私の感覚では、特に面会の定めがなくても面会を行っている場合が多く、まったく面会をしないケースは少ないと思います。

(委員)

暴力を振るったり、虐待を行うような親は子どもに会わなければよいと思うのですが。

(委員長)

そのような場合でも会いたいというケースは多くあります。ただ、暴力を振るわれるから会わせないというケースもあります。

(委員)

子どもに暴力を振るって面会が禁止されている親から子どもの通う学校に電話がかかってくる場合があります。こういう場合、学校としてはどこへ連絡すれば良いのでしょうか。また、禁止に反して面会を強要する親に何らかの措置はとられるのでしょうか。

(委員長)

調停が係属中であれば、期日で注意することもできますが、裁判所での事件係属がないとちょっと裁判所として関わるのは難しいのではないのでしょうか。

(委員)

児童福祉施設でとることができる措置はないのですか。

(委員)

その場合には警察に通報することが多いように思います。

(委員)

学校から親権者に対して電話がかかってくることを連絡して、親権者から裁判所に調停違反行為について再度調停を起こせば、裁判所も関与できるのではないのでしょうか。

(委員)

半径何キロ以内に近づいてはいけないという命令は出せないのですか。

(委員)

夫婦間であれば保護命令という制度があります。

(委員)

結局、弱い立場の人が守られず、犠牲になります。事件が発見されたら手遅れでは意味がないので、制度をもっと簡素化すべきではないのでしょうか。実際、解決までにはどのくらい時間がかかっているのですか。

(説明者)

調停は平均約3回の期日で終了しています。不成立で審判に移行すれば、もう少し時間がかかります。

(委員)

なぜ子どもの虐待が起こるのでしょうか。

(説明者)

私も子どもの虐待についての事件はこれまで三、四件しか担当したことがありません。その経験から言うと、色々な要素があって、閉鎖的な親子関係の中でしつけと思い込み虐待を続ける親もいるし、養父が何とか本当の父親になろうと頑張って自分がされたことと同じように暴力的な育て方をしていることもあります。

(委員)

虐待としつけの客観的な区別はあるのですか。

(説明者)

主観的にはかなり幅があります。裁判所としては色々な機関の情報を集めて、最終的な判断をすることになります。虐待の事件で裁判所に係属するのは激しい事件が多いと思います。親の暴力に対する感覚が麻痺して、暴力と認識していないケースも多いです。

(委員)

松江市では平成20年に35件くらいを児童虐待と認定していたと思います。色々なところから通報を受けますが、保育園で子どもにあざがあることを発見したり、学校からも通報を受けます。そして、通報を受けたら、要保護児童対策協議会で児童虐待かどうかの認定をします。去年は、児童相談所と連携して立ち入り調査をしたケースが1件ありました。20歳の母親が離婚後に出産し、母親は子どもと同居男性を残して仕事に出ていました。当初、連絡がつかなかったのですが、結果としては問題のないケースでした。ただ、それでもアフターフォローとして市役所保健師及び民生委員が関与しています。

(委員)

地域で親子を見守っていくことが大切だと思います。虐待が行われる家庭は地域から孤立していることが多いので、何か変な音がするとか、子どもが長時間泣いているとか、地域で虐待の前兆を見逃さないことが重要です。ただ、島根県は比較的地域のつながりがしっかりしていると思います。

(委員)

離婚に関する事件で、妻が外国人のケースはどのくらいの割合ですか。

(委員長)

手元に資料がありませんので、次回委員会で回答いたします。

(委員)

児童相談所で虐待事件を扱っているケースがかなりあるのですが、児童相

談所の職員は減少傾向にあり、職員1人が150件の事件を抱えています。現場で見ていると、小学生は「自分が悪い。」と言って、事件が潜伏することが多くあります。中学生になると「家に帰りたくない。」と言うので、そのまま児童相談所に入所することもあるのですが、親が迎えに来て大丈夫だと言われるとそのまま帰ることもあります。このように虐待が潜伏している危機感を持っています。ところで、児童相談所と裁判所は、どのように連絡を取り合っているのですか。

(説明者)

県の協議会等に裁判所から職員を派遣しています。また、事件が発生すれば、裁判所に係属する前に児童相談所から早め早めに相談を受けています。

(3) 本庁庁舎建替について

ア 裁判所側説明者による説明

「建替計画図及びスケジュールについて」三津川事務局長

イ 質疑応答、意見交換

(委員)

ここに来ればきちんと裁判が行われるという裁判所の厳粛なイメージは必要だと思います。裁判所の天井は高くあるべきです。一方、庁舎内に入ったとき、何の用事もない市民が訪れても情報が得られるように1階フロアの広報室が大切だと思います。景観の観点から外観は奇抜でないものであるべきだと思います。

(委員)

バリアフリーに関してはどのように考えられていますか。

(説明者)

障がい者への対策は当然行います。

(委員)

裁判員裁判を始めとして、色々な説明を報道機関が裁判所から受けた

めに会見室の充実を希望します。広報の充実が国民に分かりやすい裁判につながると思います。また、弁護士と依頼人が面談できる施設も必要だと思います。一方、妙に豪華な施設や飾りは必要ないので、威厳を残しつつ必要最小限での新庁舎建設をされるべきだと思います。

5 次回のテーマ

「成年後見等事件処理の実情と問題点」とする。

6 次回期日の決定

平成23年2月9日（水）午後1時30分